

京都市青少年科学センター—食品自動販売機設置事業者募集要項

京都市青少年科学センターにおける食品自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、以下の事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性の向上を目的として京都市青少年科学センターに食品自動販売機を設置します。

2 設置条件等

(1) 所在地，設置場所，台数，寸法上限

所在地 京都市伏見区深草池ノ内町1-3 京都市青少年科学センター

設置場所 展示場2階

台数 1台

寸法上限 W1300 mm×D900 mm×H2500

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、ごみの回収箱設置場所を含みません。

(2) 設置事業者

1 設置事業者とします。

(3) 最低使用料

100,000円/年（税込）

(4) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

食品（アイスクリーム類及び氷菓）とし、清涼飲料水（ジュース，茶，水，コーヒー，紅茶及びこれらに類する商品）の販売は行ってはいけません。

イ 販売価格

標準販売価格（定価）より高い価格では販売しないで下さい。

(5) 設置機種等

ア 食品（アイスクリーム類及び氷菓）の自動販売機としてください。

イ 環境に配慮したものとしてください。

ウ 電気子メーターを設置してください。

(6) 維持管理等

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充，電気子メーターの設置，メニューチェンジ，ごみの回収・リサイクル，金銭管理，故障時の対応，定期的点検並びに自動販売機内部，外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

3 応募資格要件

仕様書を確認してください。

4 設置期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とします。

※令和4年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に引き続き使用許可を更新することとなります。

5 応募申込期間

令和3年1月8日（金）から令和3年1月27日（水）午後5時まで

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

令和3年1月15日（金）午後5時までに（必着）、書面で提出。（FAXまたは事前電話連のうえ持参。FAXの場合は送信後に電話で確認。）

(2) 質問に対する回答

令和3年1月22日（金）までに、青少年科学センターホームページにて掲載します。

7 設置事業者の決定

(1) 決定方法

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者決定します。

(2) 決定予定日

令和3年2月10日（水）頃の予定

(3) 決定後の公表

各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知します。また、青少年科学センターのホームページにおいて、決定金額を掲載します。

【問合せ先】

京都市青少年科学センター（担当：今西 石井）

〒612-0031

京都市伏見区深草池ノ内町13

電話 (075) 642-1601

FAX (075) 642-1605

<http://www.edu.city.kyoto.jp/science/>